事業ごみの分け方

平成25年4月1日現在

事業系一般廃棄物					
					no image
	コピー用紙、新聞紙、雑誌、パンフレット 等	木の棚･机･椅子、せん定枝 等	作業服、制服、古布 等	厨芥ごみ、残飯、食料品の売れ残り 等	動物のふん尿・死体（ペットシーツは素材により「廃プラスチック類」などに分類されます）

木更津市が処分する産業廃棄物

1 紙くず
2 木くず（長さ80cm以内）
3 繊維くず
4 金属くず（200ℓ缶程度までの空き缶、スチール机、トタン、農業用一輪車程度）
5 ガラスくず、陶磁器くず（空きびん、窓ガラス程度）
6 汚泥（下水道処理施設および道路側溝から発生するもの）
7 廃プラスチック類（廃タイヤ除く）

	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ 動物系固定不要物	動物のふん尿 動物の死体	廃プラスチック	金属くず	ゴムくず ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	その他
	業種指定あり					業種指定なし（注２）			
産業廃棄物		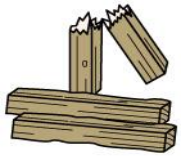	 ※ 本畳（わら床）	no image	no image	 ※ 化学畳		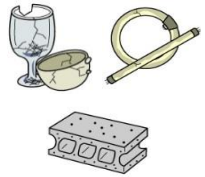	
	建設業（工作物の新築、改築、解体時に出るもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業	建設業（工作物の新築、改築、解体時に出るもの）、木材･木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、リース業（注１）	建設業（工作物の新築、改築、解体時に出るもの）、繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物にかかる、あら、醸造かす、発酵かす等の固形状の不要物と畜場･食鳥処理場において処分した獣畜･食鳥にかかる固形状の不要物	畜産農業（ペットショップ・動物病院等は含まれない）	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、タイヤ、塩ビ管、ビニールシート、発泡スチロール、プラスチック製容器、科学畳（ポリスチレンフォーム等が入った畳） 等	空き缶、スチール机、スチールロッカー、トタン、アルミサッシ枠、鉄骨 等	生ゴム、天然ゴム、空きびん、コップ、蛍光灯、窓ガラス、コンクリートブロック、タイル、瓦、茶瓶 等	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、がれき類、ばいじん

注１　パレット（木製荷役台）は排出業種にかかわらず、産業廃棄物です。
注２　従業員の個人消費によって発生するびん･かん･ペットボトル等は、一般廃棄物です。